

2016年3月23日

#### 事故の検証課題4「メルトダウン等情報発信のあり方」に関する新しい事実 —原子力災害対策マニュアルに炉心溶融判断基準の明記—に対する意見

原子力発電所の安全管理に関する技術委員会委員  
立石 雅昭

新潟県技術委員会における福島原発事故の検証過程において、表記の課題別ディスカッションは2013年11月の第1回から2016年2月の第7回まで回を重ねてきた。そのディスカッションにおいて、東京電力によるメルトダウンの公表が事故発生から2ヶ月経た2011年5月に至った経緯については、資料No.2に詳しい。社内で「炉心溶融＝メルトダウン」という言葉を用いない空気・雰囲気醸成されていく上で、当時の清水社長が発言が大きかったとされたが、現場技術者も含めて社全体でそのように動いていくのは原子力発電所の安全に責を負う企業としてはあまりに不適切である。

「炉心溶融＝メルトダウン」の判断基準が2010年に改訂された原子力災害対策マニュアルに記述されており、それに沿って判断していれば、遅くとも3月14日の早朝には「炉心溶融＝メルトダウン」していたことが判断できたとする事実（次ページ写真は3月1日、長岡の東京電力ブースで掲示されたマニュアルに基づく判断結果）は、事故に対して一義的責任を有する東京電力の体質・能力だけの問題ではなく、日本における原子力行政に関わる本質的問題を内在している。

災害対策マニュアルに沿った対応を怠り、膨大な放射能を拡散させ、住民を被曝させた全過程を明らかにするために行われている本検証は、東京電力の対応とともに、官邸や原子力安全保安院、さらには原子力防災会議の対応の問題も取り上げなければならない。「炉心溶融＝メルトダウンの判断基準」が東京電力の「原子力災害対策マニュアル」にあったとされるが、そもそも、このマニュアルは誰が作成したものなのであろう。2012年10月、「原子力防災会議幹事会」が「原子力災害対策マニュアル」を、原災法や防災基本計画に定める事項に基づき、関係省庁が連携し、一体となった防災活動が行われるよう必要な活動要領をとりまとめたものを引き継ぎ、定めている。この「防災会議のマニュアル」と東京電力のマニュアルとの関係が不明確である。防災会議マニュアルには「炉心溶融＝メルトダウン」の判断基準が存在したのかどうか問われる。

今回の経緯については、規制委員会をはじめ、防災会議も一切口をつぐんだままである。まだ解明されなければならない多くの課題が存在し、引き続き、議論を深めるとともに、経緯を明らかにするために、新潟県として防災会議ならびに規制委員会に対して質問を提出すべきだと考える。その内容としては上記の「マニュアル」に関する問題とともに、原子力発電所の安全性に関わる下記の問題を含めて作成していただきたい。

1) 東京電力はじめ原子力発電関係者（現場技術者を含む）は誰もこうしたマニュアルの存在を知らなかったのか。知っていて黙っていたのか。私は現場が隠蔽に荷担することは許しがたい。原子力発電所に携わる電力事業者や政府・官庁の体質なのか！

2) マニュアル作成の過程、それをチェックする機能、それを周知・徹底する機能、マニュアルにそって訓練し、不備を補っていく過程についての実態が、厳しく問われなければならない。

3) 原子力安全・保安院等は事故時の対策マニュアルをチェックせずに妥当（基準適合）宣言をしていたのか。規制委員会での規制基準適合審査ではマニュアルはどのように扱われているのか。

4) 電力事業者の安全管理能力を審査するとされているが、事故対策マニュアルを熟知し、対応できる能力があると判断する根拠は何か。

以上

参考資料

(3月1日、東京電力の長岡ブースで掲示されたパネル)

### 炉心の状態を判断する根拠（3号機の例）

計測したデータの判定図  
3月14日4:30（原子炉停止から約61時間後）格納容器雰囲気モニタ 140 Sv/h

**手引き** アクシデントマネジメントの手引き  
事故当時、通報の判断根拠として使用していたもの

福島第一原子力発電所3号機  
「アクシデントマネジメント手引き  
(2010年12月20日改訂)より抜粋

**マニュアル** 原子力防災対策マニュアル

炉心溶融と判断するエリア

参考図-2 炉心溶融判定図  
原子力災害対策マニュアル  
(2010年4月1日改訂)より抜粋

γ線計測値により、炉心損傷割合を判断した。  
炉心損傷割合25%

今回のケースは原子力防災対策マニュアルに照らし合わせれば、炉心溶融判断とすべきでした。

東京電力

無断複製・転載禁止 東京電力株式会社 2016年3月1日